参考資料３

門真市空家等対策協議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、門真市空家等対策協議会条例（平成29年門真市条例28号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、門真市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（専門部会）

第２条　条例第７条第１項に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等及びその他の事項について協議する。

２　専門部会に部会長を置き、会長をもって充てる。

３　部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

４　専門部会に部会長代理を置き、委員のうちから部会長が指名する。

５　部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

６　専門部会の会議は、部会長が招集する。

７　専門部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

８　専門部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

９　前項の規定により専門部会の議事が決されたときは、当該決議をもって協議会の決議とすることができる。

10　部会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第３条　会議は、公開するものとする。ただし、審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年８月１日施行）第３条各号に該当すると認められる場合は、会長及び部会長（以下「会長等」という。）は会議に諮って、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

２　会議を非公開とする場合は、その理由を明らかにするものとする。

３　会議の公開又は非公開が決定するまでは、原則非公開にて協議を行う。

（公開の方法等）

第４条　会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

⑴　会議の公開は、会場に傍聴席を設け、市民の傍聴を認めることにより行う。

⑵　傍聴の定員は10人とする。ただし、会場の都合等によりこれを増減することができる。

⑶　会議に際しては、当該会議の会議次第及び会議資料を傍聴者に配布し、退席時に回収するものとする。ただし、会議資料に不開示情報が含まれる場合は、この限りでない。

⑷　報道機関が取材を行う場合には、必要に応じ記者席を設けるものとする。

⑸　会議の途中から会議を非公開とする必要が生じたときは、会長等は、その理由を傍聴者に説明し、速やかに退席を求めるものとする。

（傍聴の受付等）

第５条　傍聴の受付等は、次に掲げるとおりとする。

⑴　傍聴の受付は、先着順とし、傍聴希望者が傍聴受付簿に住所、氏名等を記載することにより行う。ただし、多数の傍聴希望者が事前に予想される場合は、抽選によることができる。

⑵　危険物を携帯している等事前に会議の妨害になると認める場合は、傍聴を禁止することができる。

（会場の秩序維持）

第６条　会長等は、次の各号に掲げる事項を傍聴者に遵守させるとともに、当該事項に違反していると認められる場合は、傍聴者を退席させる等により会場の秩序維持に努めるものとする。

⑴　静粛に傍聴し、議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

⑵　飲食又は喫煙をしないこと。

⑶　写真撮影、録音、録画等を行わないこと。

⑷　みだりに傍聴席を離れないこと。

⑸　その他の会議の妨害となるような行為をしないこと。

（会議開催の周知）

第７条　公開で行う会議の開催に当たっては、当該会議開催日の１週間前までに、会議開催のお知らせ（別記様式）を市情報コーナーに掲示すること等により周知を図

るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（会議記録の公表等）

第８条　公開した会議の会議録を市情報コーナー等で閲覧に供する等により会議の結果の公表に努めるものとする。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、分掌事務に応じ、まちづくり部都市政策課又は同部建築指導課において行う。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 30 年１月 12 日から施行する。